

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の火災防護設備の使用前事業者検査に係る確認事項についての面談

2. 日時：令和 3 年 3 月 3 日 13 時 30 分～14 時 30 分

3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室（TV 会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、平井上席原子力専門検査官、

雑賀上席原子力専門検査官、渋谷主任原子力専門検査官、

平川主任原子力専門検査官

原子力規制企画課 火災対策室

阿部係長

東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所

第二保全部 電気機器グループ グループマネージャー 他 12 名

5. 要旨

東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の火災防護設備において事業者が自ら実施する使用前事業者検査前に原子力規制庁検査官が実施した現場ウォークダウンで確認した事項について、説明を受けた。

原子力規制庁から、以下の点について引き続き説明するよう求めた。

- (1) 煙感知器と熱感知器の工事記録の確認内容の整合性が取れていないことについて、消防設備士が消防法施行規則の準拠をどのように確認したのか説明すること。
- (2) 蓄電池室（区分）に設置されている煙感知器 1 台の据付け位置が消防法施行規則（給気口から 1.5 m 以上離隔）を満足していなかった具体的な理由及びその位置に据付けなければいけなかった理由を説明すること。
 - ・煙感知器及び熱感知器は各 2 台設置されており、そのうち自動消火設備起動用である、当該煙感知器及び熱感知器の各 1 台は事業者が自主的に設置し自動消火設備の起動ロジックに用いており、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）の対象外である旨の説明を受けたが、自主的な感知器の追加設置が許容されるのか、設工認の審査時の状況を

踏まえて説明すること。

- ・自主的に追加設置した感知器で自動消火設備の起動ロジックを構成することにより、設工認で説明している火災防護設備としての機能に悪影響を及ぼす可能性がないか説明すること。

6 . その他

資料：なし